# (仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 7 月

株式会社JERA

# 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 公告の日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 公告の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(4) 縦覧者数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 意見書の提出期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 意見書の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3) 意見書の提出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と	
これに対する事業者の見解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ]	17

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

## 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)を作成した旨及びその他環境省令で定める事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類(以下、「要約書」という。)を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

平成29年5月12日(金)

## (2) 公告の方法

① 官報による公告

平成29年5月12日(金)付けで、官報に「公告」を掲載した。

(別紙1参照)

- ② 上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。
  - a. 関係地域の広報誌への掲載

(別紙2参照)

- ・市原市広報「広報いちはら 平成29年5月15日号 第1488号」
- ・袖ケ浦市広報「広報そでがうら 平成29年5月15日号 第910号」
- b. 当社ウェブサイトへの掲載
  - ・ 当社ウェブサイトに平成 29 年 5 月 11 日(木)に掲載

(別紙3参照)

## (3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係地域の自治体庁舎 5 箇所にて縦覧を実施した。縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

#### ① 縦覧場所

	縦覧場所	縦覧期間	縦覧期間 縦覧時間	
	千葉県環境生活部環境政策課 (千葉市中央区市場町 1-1)		午前9時00分~午後5時00分	
自治体庁舎	市原市環境部環境管理課 (市原市国分寺台中央1-1-1) 市原市姉崎支所 (市原市姉崎2150-1) 市原市有秋支所 (市原市有秋支所 (市原市有秋台西1-3-2)	平成 29 年 5 月 12 日(金)から 平成 29 年 6 月 12 日(月)まで	午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分	土・日曜日を除く
	袖ケ浦市市政情報室 (袖ケ浦市坂戸市場 1-1)		午前9時00分~午後5時00分	

#### ② インターネットの利用による公表

インターネットの利用による公表については、平成29年5月12日(金)から平成29年6月26日(月)まで当社ウェブサイトで方法書及び要約書を閲覧可能とした。 (別紙4参照)また、千葉県、市原市及び袖ケ浦市のウェブサイトと当社ウェブサイトをリンクすることにより、自治体のウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。 (別紙5参照)

## (4) 縦覧者数

① 縦覧者名簿記載者数 3名

(内訳)

・千葉県環境生活部環境政策課
 ・市原市環境部環境管理課
 ・市原市姉崎支所
 ・市原市有秋支所
 ・袖ケ浦市市政情報室

② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数:1,130回

#### 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を 開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
平成29年6月4日(日)	市原市市民会館 第1.2 会議室	6名
14 時 00 分から 15 時 40 分まで	(市原市惣社 1-1-1)	0 名
平成29年6月7日(水)	五井会館 大ホール	04 8
18 時 00 分から 20 時 15 分まで	(市原市五井中央西 2-3-13)	24 名

#### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

## (1) 意見書の提出期間

平成 29 年 5 月 12 日(金)から平成 29 年 6 月 26 日(月)までの間とした。 (縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送受付は平成 29 年 6 月 26 日(月)の消印まで有効とした。)

#### (2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、当社への郵送による書面により受け付けた。

(別紙6参照)

## (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は7通(意見の総数:48件)であった。

# 官報に掲載した公告内容

○平成29年5月12日(金)掲載

官報 号外第 100 号

119	9	A	严成	. 2	9	年	5	月	1	2	H		金	雇	1			É			7	報	ļ				(1	孙	第	1	0	0	号)	5					
以上は、午前九時~午後五時	・ 「一・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	sear.	五、方法書の織管及び公表の方法並びに期間	千葉県市原市及び軸ケ庫市	<i>c</i>	四、対象事業に係る環境影響を受ける種類である		₩.	出力 約百九十五万キロワット		種類 ガスターピン及び汽力 コンパインド	32	名称 (仮称) 峠崎火力発電所新1~3号機		東京都中央区日本橋二一	代表者。 代表收益设计 (支) 语见者的	名称 株式会社JERA	所の所在地	一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務	します。	111-11	277	七条及び第七条の二第二項の規定に基づき、環境	環境影響評価法 (平成九年法律第八十一号) 第	境影響評価方法書の公告	(仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画環													
	っての矢更月し、それ以外の目的には更用※意見書に記載された個人情報は、本件につ	ニット権	100	株式会社JERA 発電事業開発本部 発	東京都中央区日本橋二丁目七番一号		③ 産見書の提出先	平成二十九年六月二十六日 (月) 消印有勢	2 意見書の提出期職	て記載してください。	のご意見(日本語により意見の理由を含め	並 方法書についての環境の保全の見地から	② 提出の対象である方法書の名称	事務所の所在地)	ては、その名称、代表者の氏名及び主たる	□ 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっ	1 意見書の記載事項	よりお寄せください。	戸見をお持ちの方は ・ 当社院に書面にて興速に	大法律について 環境の概念の原地のものこ	プロチェス・1、 現場のためのご思います。		万日(月)まで大批書きご覧いたがけます	スチール とうする大学を持ちているメチュータ	左手上二日(金)の合花成二十九半六月二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	当七五十人ページこれれても平成二十九月は、インターギューにはそので	平屋二十万年元月十二日(五)まて	平成二十九年五月十二日(金)から				(3) 種ケ浦市市政情報室(種ケ浦市板戸市場	以上は、午前八時三十分~午後五時十五分		市原市有秋支所(市原市有秋台西一—	Ę.	市原市姉崎支所(市原市姉崎二一五〇一	行中央	し、「中川子の土の土土の土田の一丁川・田の一丁
																																五井会館大ホール(千葉県市原市五井中央	41	② 平成二十九年六月七日 (水) 午後六時 (受	原市燈社一—一一一)	市原市市民会館第一・一会議室(壬葉県市		(I) 平成二十九年六月四日(日)午後二時(受)	前門 当者 日本 マスード フラオ ア
																															代表取締役社長 短見 酯一	株式会社JERA	東京都中央区日本橋三丁目七番一号	<b>平成二十九年五月十二日</b>	日。日曜日を除く、午前九時から午楼五時まで)	ニット 電話〇三一六三二七一五六七四 (土曜	電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユ	株式会社JERA 完電車業開発本部 発	· 大手 电 计是可见

## 関係地域の広報誌に掲載したお知らせ内容

#### ○市原市

広報いちはら 平成29年5月15日号 第1488号



#### 環境影響評価関係図書の縦覧、 説明会と意見募集

(仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画の環境影響評価方法書の縦覧と説明会を行います。また、環境保全の見地からの意見も提出できます。期間・縦覧場所=6月12日(月まで・環境管理課と姉崎・有秋支所(6月26日(月)までウェブサイトで閲覧可) 説明会=6月4日(日)午後2時~4時・市民会館、6月7日(対年後6時~8時・五井会館 意見書の提出の要事項を書き、6月26日(月)(消印有効)までに送る。

提出先 (㈱) JERA 国内事業推進ユニット (〒 103-6014・東京都中央区日本橋 2-7-1)

**問合先** 同所☎ 03(6327)5674、 環境管理課☎図 9867

#### ○袖ケ浦市

広報そでがうら 平成29年5月15日号 第910号

# 環境影響評価関係図書 (環境影響評価方法書) の 縦覧と説明会を開催します

環境影響評価法の規定により、株式会社JERAから資料が送付されましたので、次のとおり縦覧します。

この資料 (環境影響評価方法書) に対し、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

#### 縦覧の概要

事業の名称 (仮称)姉崎火力発電所1~3号機建設計画

事業実施区域 市原市姉崎海岸3番地

縦覧期間 6月12日(月)まで ※土・日曜日を除く

縱覽時間 午前9時~午後5時 縱覽場所 市役所 2階市政情報室

▶事業者のホームページ (http://www.jera.co.jp) でも公表を行います。

#### 意見の提出

提出方法 意見書に住所・氏名・意見を記入し、郵送してください。用紙は、縦覧場所に用意しています。

提出期限 6月26日(月)消印有効

提出先 〒103-6014 東京都中央区日本橋2丁目7番1号 株式会社JERA 国内事業推進ユニット ☎03 (6327) 5674

#### 説明会を開催します(申込不要)

#### 日時·場所

- 6月4日(日)午後2時~、市原市市民会館 第1·2会議室(市原市惣社)
- 6月7日(水)午後6時~、五井会館 大ホール(市原市五井中央西)

※受付は開始30分前から行います。

園 環境管理課 ☎ (62) 3404

## 当社ウェブサイトに掲載したお知らせ内容

Jela

お知らせ一覧 VISION of JERA JERAの事業 会社情報

ENGLISH

HOME > 2017年のお知らせ > 「 (仮称) 姉崎火力発電所新  $1\sim3$  号機建設計画 環境影響評価方法書」の届出・送付および縦覧・説明会の開催について

2017年のお知らせ

2017.05.11

▶ 2016年のお知らせ

# 「(仮称)姉崎火力発電所新1~3号機建設計画 環境影響評価方法書」の届出・送付および縦覧・説明会の開催について

▶ 2015年のお知らせ

株式会社JERAは、国際競争力のあるエネルギーの安定供給、低炭素社会実現への貢献を目指し、国内の高経年化した火力発電設備を最新鋭の高効率火力発電設備にリプレースする計画を順次進めております。

このうち姉崎火力発電所のリプレース計画に関して、当社は本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき「(仮称)姉崎火力発電所新1~3号機建設計画 環境影響評価方法書(注)」(以下、方法書)を経済産業大臣に届出するとともに、千葉県知事、市原市長および袖ケ浦市長へ送付いたしました。

方法書は、計画段階環境配慮書手続きでのご意見を踏まえて、対象事業の目的及び内容、対象事業実施区域及びその周囲の概況、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等について記載したものです。

方法書は、5月12日から関係する行政機関等において縦覧するとともに、ホームページにて公表いたします。

説明会は、6月4日、6月7日に開催いたします。

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社宛に郵送にて ご意見をお寄せいただくことができます。

当社は、引き続き、経済産業省をはじめとした関係各所のご指導や、地域の皆さまのご意見を賜りながら、着実に計画を進めてまいります。

(注) 環境影響評価法に基づく全4段階の手続きのうち、2段階目に該当

<資料1>姉崎火力発電所のリプレース計画概要[PDF:112KB]

<資料 2 > (仮称) 姉崎火力発電所新  $1 \sim 3$  号機建設計画 環境影響評価方法書の縦 覧および説明会について[PDF:339KB]

以上

## 姉崎火力発電所のリプレース計画概要

1. 計画の名称: (仮称) 姉崎火力発電所新 1~3 号機建設計画

2. 所在地:千葉県市原市姉崎海岸3番地

## 3. リプレース後の発電設備

発電設備	出力 (万 kW)	原動機の種類	燃料	運転開始時期
新1号機	約 65	ii a ha isina		2023 年 (予定)
新2号機	約 65	ガスタービン	LNG	2023 年(予定)
新3号機	約 65	及び汽力		2023 年(予定)
5 号機	60	W +1	LNC LDC	1977年4月
6 号機	60	· 汽力	LNG, LPG	1979年10月
合計	約 315			

# (参考) 環境影響評価手続き開始時点(2016年10月)の発電設備

				<u> </u>		
発電設備	出力 (万 kW)	原動機の種類	燃料	運転開始時期		
1号機	60		重油, 原油,	1967年12月		
2 号機	60		LNG	1969年11月		
3 号機	60	<i>₩</i> +	重油, 原油,	1971年6月		
4 号機	60	· 汽力	LNG, LPG	1972 年 9 月		
5 号機	60		INC IDC	1977年4月		
6 号機	60		LNG, LPG	1979年10月		
合計	360			ă.		

以 上

# (仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画 環境影響評価方法書 の縦覧および説明会について

### 1. 方法書の縦覧

#### (1) 縱覧期間

2017年5月12日(金)から2017年6月12日(月)まで(土日は除く)

### (2) 縱覧場所・時間

縦覧場所	所在地	縦覧時間		
千葉県庁 環境生活部環境政策課	千葉市中央区市場町 1-1	9 時~17 時		
市原市役所 環境部環境管理課	市原市国分寺台中央 1-1-1			
市原市 姉崎支所	市原市姉崎 2150-1	8 時 30 分~17 時 15 分		
市原市 有秋支所	市原市有秋台西 1-3-2			
袖ケ浦市役所 市政情報室	袖ケ浦市坂戸市場 1-1	9 時~17 時		

## 2. インターネットによる公表

当社ホームページにおいて、2017年5月12日(金)から2017年6月26日(月)までの間、方法書をご覧いただけます。

URL: http://www.jera.co.jp/corporate/assessment/anegasaki.html

## 3. 説明会の開催

方法書の記載事項を周知するために次のとおり説明会を開催いたします。

開催場所	開催日時
市原市市民会館会議室1·2	2017年6月4日(日)
(市原市惣社 1-1-1)	14 時~16 時
五井会館大ホール	2017年6月7日(水)
(市原市五井中央西 2-3-13)	18 時~20 時

- ・ 受付および開場は、説明会開始30分前から行います。
- 説明会の参加にあたって、事前のお申込みは不要です。

## 4. 意見書の提出

#### (1) 意見書の記載事項

- ・氏名および住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- ・提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて 記載してください)

#### (2) 意見書の提出期限

2017年6月26日(月)(当日消印有効)

## (3) 意見書の郵送先

〒103-6014 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号 東京日本橋タワー14 階 株式会社 JERA 発電事業開発本部

発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット 宛

(注) 意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的 には使用いたしません。

## 5. お問い合わせ先

株式会社 JERA 発電事業開発本部 発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット 電話(代表) 03-6327-5674 (土日を除く、9 時から 17 時まで)

以上

## 当社ウェブサイトでの方法書等の公表

Jera

お知らせ一覧 VISION of JERA JERAの事業 会社情報

ENGLISH

HOME > 会社情報 > 環境影響評価手続き > (仮称)姉崎火力発電所新1~3号機建設計画 環境影響評価手続きについて

- ▶ごあいさつ
- ▶ 会社概要
- ▶ 企業理念
- ▶ 企業倫理基本方針
- JERA (社名) の由
- ▶ 役員紹介
- ▶ 組織図
- ▶ 事業所

環境影響評価手続き

▶ 電子公告

#### (仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画 環境影響評価方法書

(仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画について、「環境影響評価方法書」、「環境影響評価方法書〔要約書〕」および「環境影響評価方法書のあらまし」を以下のとおり公表いたします。

- ※「環境影響評価方法書」および「環境影響評価方法書〔要約書〕」は、2017年6月26日 (月)までご覧いただけます。
- ※ファイルのダウンロードおよび印刷は、「あらまし」のみに限らさせていただきます。
- ※ホームページを快適にご利用いただくために、「Windows」「Intenet Explorer 6.0以上」の環境でのご利用を推奨します。

#### 環境影響評価方法書の縦覧および説明会に関するお知らせ

▶ (仮称)姉崎火力発電所新1~3号機建設計画 環境影響評価方法書の縦覧および説明会について [PDF:354KB]

#### 環境影響評価方法書

- ▶ 表紙・目次[PDF:1.25MB]
- ▶ 第1章 事業者の名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地[PDF:1.37MB]
- ▶ 第2章 対象事業の目的及び内容[PDF:4.33MB]
- ▶ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
  - 3.1 自然的状況 [PDF: 9.15MB]
  - 3.2 社会的状况[PDF:13.5MB]
- ▶ 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査,予測及び評価の結果 [PDF:5.10MB]
- ▶ 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF:3.82MB]
- ▶ 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査, 予測及び評価の手法 [PDF: 4.17MB]
- ▶ 第7章 その他環境省令で定める事項[PDF: 4.19MB]

#### 環境影響評価方法書〔要約書〕

▶ 環境影響評価方法書〔要約書〕 [PDF:14.0MB]

#### 環境影響評価方法書のあらまし

▶ 環境影響評価方法書のあらまし[PDF:1.91MB]

#### 意見書様式

- ▶ 環境影響評価方法書に対する意見書様式[DOC:62.5KB]
- ▶ 環境影響評価方法書に対する意見書様式 [PDF:139KB]

## 関係自治体のウェブサイト(1)

#### ○千葉県ウェブサイト

ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 環境政策 > 環境影響評価 > 環境影響評価手続状況 > 環境影響評価手続中の案件 > (仮称)姉崎火力発電所新1~3号機建設計画(法対象事業)

更新日: 平成29(2017)年5月16日

#### (仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画(法対象事業)

#### 1.事業の概要

#### 1事業者

株式会社JERA

#### 2事業の名称

(仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画

#### 3事業実施想定区域

千葉県市原市姉崎海岸3番地

#### 4事業の種類及び規模

発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(第1種事業)

設置する発電設備の原動力の種類:ガスタービン及び汽力

設置する発電設備の出力:約195万kW

### 2.環境影響評価の手続経緯

#### 1計画段階環境配慮書手続

#### (1)計画段階環境配慮書の公告縦覧等

送付:平成28年10月6日公告:平成28年10月7日

■ 縦覧期間:平成28年10月7日~11月7日

#### 計画段階環境配慮書はこちら

#### 株式会社JERA ME

#### (2)環境影響評価委員会の開催状況等

• 平成28年10月21日: 千葉県環境影響評価委員会に諮問、審議

• 平成28年11月18日: 答申案審議

● 平成28年11月28日: <u>答申(PDF:96KB)</u>

## (3)知事意見の提出

平成28年12月7日: <u>知事意見 (PDF:94KB)</u>

#### 2環境影響評価方法書手続

#### (1)環境影響評価方法書の公告・縦覧

■ 送付:平成29年5月11日

- 公告: 平成29年5月12日
- 縦覧期間:平成29年5月12日~平成29年6月12日
- 縱覧場所:県環境生活部環境政策課、市原市役所環境部環境管理課、市原市役所姉崎支所、市原市役所有秋支所、袖ケ浦市役所市政情報室
- ・縦覧時間:午前9時から午後5時まで(市原市の縦覧場所は午前8時30分から午後5時15分まで)

#### 環境影響評価方法書はこちら

#### 株式会社JERA ME

#### (2)説明会の開催

- 平成29年6月4日(日曜日)午後2時~午後4時 市原市市民会館第1・2会議室
- 平成29年6月7日(水曜日)午後6時~午後8時 五井会館大ホール

受付及び開場は、説明会開始30分前から行う。

説明会の参加に当たって、事前の申込みは不要。

### (3)環境の保全の見地からの意見の提出について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの御意見をお持ちの方は、書面により事業者に意見を提出することができます。

#### 意見書に記載する事項

- 1. 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人そのほかの団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2. 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 3. 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

#### 意見書の提出期限

平成29年6月26日(月曜日)(当日消印有効)

#### 意見書の提出先及び問い合わせ先

〒103-6014 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー14階

株式会社JERA 発電事業開発本部

発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット

電話: 03-6327-5674 (代表)

#### 関連リンク

■ 環境政策課トップページ

#### よくある質問

■ 県政へのご意見のページ

#### お問い合わせ

所属課室:<u>環境生活部環境政策課</u>環境影響評価・指導班

電話番号: 043-223-4138,4135 ファックス番号: 043-222-8044

メールでお問い合わせ

千葉県庁 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 電話番号: 043-223-2110 (代表) 法人番号: 4000020120006 Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.

## 関係自治体のウェブサイト (2)

#### ○市原市ウェブサイト



開催日時 平成29年6月7日 (水曜日) 午後6時00分~午後8時00分 開催場所 五井会館大ホール (市原市五井中央西2-3-13) ・受付および開場は説明会開始30分前から行います。

- ・説明会の参加にあたって、事前のお申込みは不要です。

#### 問合先

株式会社JERA 発電事業開発本部 発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット 電話番号03(6327)5674

Tweet

## お問い合わせ先

#### 環境部 環境管理課

市原市国分寺台中央1丁目1番地1 市役所10階 電話:0436-23-9867 ファクス:0436-24-1204

このページの作成担当課にメールを送る

## 関係自治体のウェブサイト (3)

#### ○袖ケ浦市ウェブサイト

<u>ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 環境・衛生・公園 > 環境保全・環境対策</u> > 環境影響評価関係図書の縦覧

#### 環境影響評価関係図書の縦覧

通常ページへ戻る 掲載日:2017年5月12日

環境影響評価法の規定により、株式会社JERAから資料が送付されましたので、次のとおり縦覧します。 この資料(環境影響評価方法書)に対し、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

#### 縦覧図書の名称

(仮称)姉崎火力発電所1~3号機建設計画 環境影響評価方法書

#### 事業者ホームページアドレス

事業者ホームページから、縦覧図書等をご覧になることができます。

株式会社JERAホームページ(外部リンク)

#### 事業実施想定区域

市原市姉崎海岸3番地

#### 縦覧

#### 期間

平成29年5月12日(金曜日)から平成29年6月12日(月曜日)まで(土曜日、日曜日を除く)

#### 時間

午前9時から午後5時まで

#### 場所

市役所2階市政情報室

## 意見の提出

#### 提出期限

平成29年6月26日(月曜日)当日消印有効

#### 提出方法

書面に以下の項目を記載し、郵送する。

- ·住所
- ·氏名
- ·意見

縦覧場所に備え付けの意見書、または、上記株式会社JERAのホームページに掲載の意見書をご利用いただけます。

#### 提出先及び問い合わせ先

#### 所在地

〒103-6014

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

#### 名称

株式会社JERA 国内事業推進ユニット

### 電話番号

03-6327-5674

#### 説明会の開催

1回目

日時

平成29年6月4日(日曜日) 午後2時00分~午後4時00分

場所

市原市市民会館第1・2会議室

2回目

日時

平成29年6月7日(水曜日) 午後6時00分~午後8時00分

場所

市原市五井会館大ホール

#### 注意事項

受付及び開場は、説明会開始30分前から行います。

説明会の参加にあたっては、事前のお申し込みは不要です。

このページに関するお問い合わせ

#### 環境管理課 環境管理班

〒299-0292 千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話:0438-62-3404 ファクス:0438-62-7485 お問い合わせはこちらから

## 意見書の様式

	心 ク					
(仮称)姉崎	火力発電	所新 1	1 ~ 3	号機 3	建設言	+ 画
	環境影響評価					
お名前						
法人その他の団体にあった 法人名・団体名・代表者						
ご住所	₹	-				
個人の方は現在お住まい を、法人その他の団体に は、その主たる事務所の	こあって		(Tel	=	=	)
環境影響評価法第8条6	の規定に基づき、環	境の保全の見	地からの意見	見を、次の。	とおり提出	する。
ご意見の項目		_,	意 見			
	(日本語	長により 意見のほ	里由を含めてご	'記入ください	v)	
<u></u>						7554-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11
63322						
			***************************************			
<u></u>			<u> </u>			7731000010111000005
	ATT					
<u></u>						
			Koosaa araa araa araa ka ka ka ka saasaa ahaa ahaa ahaa aha			
			***************************************			
【項目の例】	Geogramment was a second					
大気質、騒音・振動、					·····	***************************************
水質、人と自然との触 れ合いの活動の場、						
動物・植物、景観、	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF	otini maadaa aa a	AZ ATA SANSA I ATA ATA ATA DA	CONTRACTOR AND		
廃棄物、温室効果ガス 等						
の記入をお願いし なお、本用紙の情	の他の団体にあって	はその名称、 の観点から適	代表者の氏名	及び主たる ます。	事務所の所	
【意見書の送付先			=== 9		37,	
A SHED FORM FIRST OF RESERVE A SOCIETY	】 京都中央区日本橋二	→丁日7乗1F	<b>1</b> .			
			7			
	RA 発電事業開発		u.			
	ルギーインフラ部	国内事業推進	<b></b> エニット	宛		
【意見書の提出期						
平成29年6	月26日(月)[淮	印有効]				

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに 対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は45件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が3件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

# 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

## 1. 事業計画

No	意見の概要	事業者の見解
1	今回の設備更新は、5・6 号機の廃止を含めたものであること。	本事業では、運転開始から約50年が経過し、経年劣化した東京電力フュエル&パワー株式会社 姉崎火力発電所 1~4号機を当社が高効率の1650℃級ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備に更新し、大気汚染物質排出量等の低減を図る計画としております。5・6号機の運用については、今後、東京電力フュエル&パワー株式会社が主体的に検討し、実施していくものと認識しており、当社としてお答えする立場にございません。
3	姉崎火力リプレース計画では、LNG 燃料使用量は年間 190 万 t とありますが、この値は既設 5、6 号機を含む燃料使用量なのでしょうか。	LNG の年間使用量の約 190 万 t は、新 1~3 号機の年間使用量であり、既設 5·6 号機の使用量は含んでおりません。 なお、現状の実績については、他社に関する事項であり、当社としてお答えする立場にございません。

#### 2. 大気環境

(次頁へ続く)

#### No 意見の概要 事業者の見解 千葉県においては過去に深刻な大気汚染による健康 微小粒子状物質(以下、「PM2.5」という。)には、エ 被害が発生し、千葉県では硫黄酸化物や窒素酸化物に 場や自動車等の発生源から粒子として排出される一次 よる大気汚染を改善するため、発電を行う事業者等に 粒子に加えて、大気中での光化学反応等によりガス成分 対し、燃料に石炭や重質油を用いず、気体燃料や軽質油 から生成される二次粒子があります。また、光化学オキ を使用するよう求めていた時期がありました。 シダントも窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)など その結果事業者がそれを受け入れ LNG への燃料転換等 の前駆物質が、光化学反応により大気中で複合的に反応 を実施し、かなり改善されたのでありますが、それでも することにより、03(オゾン)等の酸化性物質として生 現状においては微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシ 成されるものです。 ダント等大気の汚染に係る環境基準を満たしていない 現在、国等により PM2.5、光化学オキシダントの生成・ 地点が存在するなど、以前よりも環境負荷を低減し大気 反応メカニズムについて研究が進められていますが、発 汚染の改善をしなくてはならない地域であります。 生源が多岐に渡り、かつ広範囲に広がっていることや、 万が一にも健康被害や環境破壊を生ずる事の無いよう、 生成・反応メカニズムが複雑であること等から、現時点 未然防止に最大限の取り組みをすべきであります。 で個別の発電所による PM2.5、 光化学オキシダントによ る大気質への影響の予測手法は確立されていません。そ 微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダント等の のため、本事業では PM2.5、光化学オキシダントについ 発生メカニズムについての解明に努力し、その成果を 設備に反映させること。 ては環境影響評価項目として選定しておりません。 本事業では、燃料として硫黄酸化物とばいじんを排出 しない LNG を採用しております。また、PM2.5、光化学 オキシダントの前駆物質の一つである窒素酸化物につ いても、最新鋭の低 NOx 燃焼器並びに排煙脱硝装置を 導入することにより、窒素酸化物の排出量を従来の 632m³<sub>N</sub>/h から約 229m³<sub>N</sub>/h へと大幅に低減させる計画と しておりますので、PM2.5、光化学オキシダントに関す る環境影響は大幅に低減できるものと考えております。 なお、近年関心が高まっている PM2.5 につきまして は、最新の電力中央研究所による研究「トレーサー法を 用いたわが国の PM2.5 濃度に対する発電所の寄与評価 (2015年4月)」では、発電所、自動車、船舶、国外発 生源などの発生源の種類ごとに環境中の PM2.5 への寄 与率が求められています。これによると、国内発電所の 排出による寄与率は約3%とされており、国外の発生源 による影響(47%)、国内その他人為起源(発電所、自動 車、船舶以外の人為起源)による影響(21%)、自然起源 による影響(16%)、自動車(7%)、船舶(6%)と比較し て影響は小さいと評価されています。 東電には15か所発電所があって、その中でもっとも 現状の発電設備を設置した当時は、大気汚染物質排出 高い煙突と低い煙突は?五井火力の準備書の意見書に 濃度が比較的高かったことから、煙突を高くすることに も書きましたが復習しますと、川崎火力の 85m 煙突は よって拡散を促し、地上の寄与濃度を低減させる方法が 航空法制限では本来 60m ですが、以前から 85m 煙突だ 一般的な考え方でしたが、近年では、燃焼器や排煙処理 ったので継続が認められたとのことで 85m となってい 装置の性能が向上し、煙突高さに頼らずとも、地上濃度 を十分低減できるため、煙突高さを低く出来るという背 最高の 230m の常陸那珂、燃料は石炭ですが人口の少 景にあります。 実際に、近年のガスタービン・コンバインドサイクル ない地方でも東京湾岸の最高煙突より高く作ってあり ます。住民環境に配慮した結果ではと考えます。 発電設備では、80m 程度の煙突高さが主流となっており 一方、現姉崎火力の煙突は 200m、袖ケ浦火力は 204m、 現五井火力は 184m、富津火力 150m、千葉火力の元非常 本事業においても、最新鋭の低 NOx 燃焼器並びに排 用のガスタービンをコンバインド化したものでも 93m、 煙脱硝装置を導入することにより、窒素酸化物の排出量 昔からのいわゆる千葉火力は200mです。 を従来の 632m³<sub>N</sub>/h から約 229m³<sub>N</sub>/h へと大幅に低減する つまり航空法制限の川崎火力を除くと現在の最低煙 計画としております。 突高さは元非常用ガスタービン発電機をコンバインド に変更した 93m で、1 基 50 万 kW が 3 基。

(次頁へ続く)

意見の概要 No 事業者の見解 6 (前頁からの続き) (前頁からの続き) このような中で人口密集地、工業地帯への大規模火 また、煙突高さについては、建物ダウンウォッシュが 力発電所にも関わらず史上最低の煙突を設置する技術 発生する恐れのない高さとして現状 80m を計画してお 者と経営陣の神経が理解できません。 り、施設の稼働に伴う排ガスによる大気質への影響につ 東京湾内房線周辺ははたして常陸那珂より田舎なの いては、環境影響評価項目として選定し、特殊気象条件 でしょうか?人口密度が高く、かつ工業地帯でコンビ 下(煙突・建物ダウンウォッシュ、逆転層、フュミゲー ナートに沿った風向が多く複合汚染、累積汚染地域で ション)を含めて、適切に予測・評価を行います。予測・ 評価の結果については、次の手続きである環境影響評価 いまだに公害地域なのです。 もっと環境を考慮し、高い煙突を必要とする地域な 準備書(以下、「準備書」という。)でお示しいたします。 なお、計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」という。) のです。 ダウンドラフトなど様々な大気現象を考慮したでし において、煙突高さ 80m で年平均値の予測を行った結 果、各測定局におけるばい煙の寄与率は最大で 1%程度 ようか?大気逆転層やフュミゲーション現象を考慮し たでしょうか、低い煙突からの煙は地上建築物や地形 とバックグラウンド濃度に比べて十分低いこと、かつ各 の影響を強く受け排煙が引き込まれます。 測定局における将来環境濃度は環境基準の年平均相当 値を満足していることを確認しております。 ある無風の夏の午前、君津共同火力の石炭の煙が蓄 積しつつ左右に広がる状況、君津から市原の牛久方向 まで、東京湾側は川崎方向まで黒煙がたなびいていた。 この時は高空に逆転層が出来ていたと思われ、もし 晩秋で低空にできて霧が発生していたら高濃度汚染が 発生していたと思われる。(君津の住民から粉塵でベラ ンダなどが汚れるとの訴えがあります) 2017年1月、袖ケ浦と市原市の境の16号線沿いにあ る有名な鉄鋼メーカの低い煙突と姉崎火力からの排煙 状況を見ました。低い煙突は姉崎火力の約半分、多分 80m より少し低い程度の煙突です。 この低い方の排煙の拡散状況を見ると気流安定度は 低いので本来拡散しやすいのですが、低い高度で渦巻 きながら広がっていた。もし下流にマンションや台地 があればこの煙のなかに入ることが容易に予想できる と思います。 一方、姉崎火力の 200m 煙突の排煙は、勢いよく上昇 拡散しており、煙突高さで差が見られました。 NOx の影響をより少なくする(拡散する)為に、煙突の 高さは最低限 150m 以上とすること。 風洞実験だけでなく現煙突の 80m 高さからトレーサ 煙突高さ 80m から排出される窒素酸化物による大気 質への影響については、「発電所に係る環境影響評価の ーガスによる実地試験を行い拡散を確認してくださ 手引き(経済産業省、平成29年5月)」(以下、「発電所 真ん中の煙突からトレーサーガスを流せば 80m 煙突 アセスの手引き」という。) に基づき、適切に予測・評 からの排煙が 200m 煙突に衝突したらどうなるか、そし 価を行います。 て3本の200m煙突の80m高さからトレーサーガスを流 また、新設設備の排煙の拡散に既設設備の建屋が与え して最大着地点濃度がどうなるか?炭酸ガス濃度も含 る影響を定量的に把握するため、風洞実験を行い、最大 めて評価してください。 着地濃度について確認いたします。 なお、施設の稼働に伴う排ガスによる温室効果ガス等

行います。

ある準備書でお示しいたします。

(二酸化炭素)への影響については、「発電所アセスの手引き」に基づき、排出量を算出し、適切に予測・評価を

これらの予測・評価の結果については、次の手続きで

No 意見の概要 事業者の見解

10 産業革命当時 280ppm であった炭酸ガス濃度は昨年 400ppm を突破したことは周知のことです。そしてビル管理規則には 1000ppm を超えないように換気管理するように書かれています。

つまり排煙がどんな大気現象の場合でも炭酸ガスは 600ppm で着地してはいけないのです。

五井火力近隣の工業地帯近くには新興住宅地の青柳、千種団地などの住宅密集地があり、保育所、病院、意外に沢山のマンションがあります。青葉台、有秋台、桜ヶ丘は台地の住宅地で、煙突から 3.8km 地点に最大濃度地点があるということは西よりの風向の場合、上で述べた住宅密集地や丘陵地帯住居にもろにかぶってくる可能性が高いということになります。

もちろん五井・姉崎火力の排煙のみを問題視しているのではありません。

既存の排出源による複合汚染が問題なのですから、少なくても東電火力の千葉県側をすべて同時に解析して結果を出してください。(現在の解析ソフトは複数排出源からの着地点濃度を計算できるはずです、できなければ風洞実験やトレーサーガスを使う方法があるはずです)

#### 【参考】

CO2 濃度が 0.1%1000ppm になると人間は頭痛を覚えます。片頭痛持ちはわずかの酸素濃度変化で発症します。大気には色がありませんからこの現象で症状がでても "風邪かな"で認識できないでしょう、でも排煙が原因と分かったら大騒ぎになるのではないでしょうか?

11 最大着点濃度について、最大というからには 1 年の 風向、風力、気温とかをすべて解析してそのなかの最大 値を求めていると信じていました。実際は年平均の値 をつかっていたのです。

ですからアセス文書に記載された最大着点濃度よりも実際はもっと高い値があるのです。びつくりしたことに配慮書、方法書は取りあえずの値で良いことになっているのだそうです。これでもアセスが通るのです。 JERAさんの説明では1年かけ調査し準備書では精度を高く計算すると言っていました。

しかし、おかしなことに、すでに五井火力は姉崎火力より 1 年以上先んじて準備書の調査が進行していてデータがあったのに使ってなく配慮書時点のデータを転記しただけなのでした。

- 五井火力の前には千葉火力のアセスがあった訳でデ ータがなかったとは言えないと思います。

たとえアセスの流れ上、配慮書のデータを転記する にしろ、最新の解析データがあれば参考値として断っ て追加の説明が出来るのではないかと思います。改善 してください。 ご意見 No. 9 の見解のとおりです。

配慮書の手続きで行う計画段階配慮事項の予測・評価については、諸元等が確定していない計画の熟度が低い段階を対象としており、原則として既存資料に基づき、比較的簡易的な手法により行うものと認識しております。

このため、予測は、入手可能な最新データである市原 岩崎西測定局の平成26年度の観測結果を用い、まずは 排ガスによる大気質への影響に関する大気予測の基本 となる年平均値を算出し、その影響を確認いたしまし た。

今回、縦覧および説明会を実施した方法書は、環境影響評価を行う項目の選定結果、各項目の調査、予測・評価の手法を記載したものです。

今後、準備書においては、最新の現地調査結果、確定した諸元等を使用し、年平均値及び日平均値、ダウンウォッシュを含む特殊気象条件下における短期(1時間値)の影響について適切に予測・評価を行います。

No	意見の概要	事業者の見解
12	NOx について、近隣の既存の設備との複合汚染について分かりやすい方法で説明すること。	本事業は、環境負荷の低減に十分配慮した高効率の 1650℃級ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備
13	80m 煙突では、落下点が近くになる為、コンビナートとの複合汚染が心配です。	を導入し、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価 手法の合理化に関するガイドライン(環境省、平成 25 年3月)」(以下、「合理化ガイドライン」という。)を適
14	今までの 200m 煙突の活用は出来ないでしょうか? 大気の拡散予測は単一火電だけの予測となっており、 重なり具合を評価しません。現在、千葉県では、蘇我石 炭火力、袖ケ浦石炭火力の新設計画、五井火力、姉崎火	用するプロジェクトであり、大気汚染物質排出量、温排水排出熱量を現状より低減することから、大気環境、海域環境への影響は低減される計画です。 大気質のうち、近隣の既存の発電所から排出される窒
	カのリプレース計画があります。バックグラウンドをどうするかが大問題です。大気汚染物質総量で考え、複数の火力による影響予測をすべきです。	素酸化物については、一般環境大気測定局の測定結果であるバックグラウンド濃度に含まれていることから、そ
15	過日、金田漁協組合長の話をお聞きしました。市と県に上げた要請書は「昔の海の環境を返してほしい」というもので、「いつごろからこのような海になったのか」を伺うと、「京葉コンビナート埋め立てで、東京湾の海底が穴ぼこにされ、プランクトンが生息できなくなったころから」とのお話でした。テレビで「青潮の襲来」が報道されていましたが、漁協会館の前の海岸の色は、まさに「貧酸素水塊」の海と化し、会館の周辺には硫黄のにおいが充満しておりました。臨海道路の16号線は、別名「NOx街道」と呼ばれているのをご存知でしょうか。二酸化窒素は PM2.5 や光化学オキシダント等の2次生成物質源です。上記、大気汚染と温排水汚染、さらにはコンビナート形成そのものの及ぼした環境破壊については、単一事業体の環境アセスでは決して扱おうとはしてきませんでした。私たちはこの複合汚染の下で生活しています。この複合汚染(複層汚染)について、貴社が環境準備書段階で、可能な限りで結構です。必ず触れられますよう、この1点に絞って要請するものです。	の影響を考慮した上で予測・評価を行うことになります。 当社の五井火力発電所更新計画との複合影響については、五井・姉崎地点ともに大気汚染物質排出量は現状より低減し、大気環境への影響は両地点とも低減する改善リプレースであるものの、今後、調査結果等を踏まえた上で、複合影響の予測について検討いたします。なお、既設煙突の活用については、経年劣化が進んでいることもあり、計画しておりません。また、温排水については、東京電力フュエル&パワー株式会社 袖ケ浦火力発電所(以下、「袖ケ浦発電所」という。)との重畳の可能性が考えられますので、今後、詳細を検討した上で準備書の段階でお示しいたします。一方で、現在計画中の他社地点については、今後の計画の実現性や、他社が検討する環境保全措置等を承知しておらず、また当社がお答えする立場にないことから、複合影響として考慮する予定はありません。
16	年間を通じ一番多い風向きと風速の場合の、NOx の最大着地濃度と煙突からの距離を明示のこと。	気象については、1年間現地調査を実施します。施設の稼働に伴う排ガスによる大気質への影響については、「発電所アセスの手引き」に基づき、気象観測結果を用いて適切に予測・評価を行います。最大着地濃度及び最大着地濃度出現距離を含め、予測・評価結果については、次の手続きである準備書でお示しいたします。
17	大気汚染物質排出量を「大幅に削減できる」とありますが、現状の数値は1967年から1972年運開当時の設計値であり、その後の重原油からLNG・LPGへの燃料転換により、大幅に削減されていると考えられます。既設1~4号機の排出量実績と比べたら、どうなるのでしょうか。	3・4 号機は LNG 並びに LPG も燃料として使用できるよう

## 3. 水環境

No	意見の概要	事業者の見解
18	温排水について、近隣の既存の設備との複合影響について分かりやすい方法で説明すること。	本事業は、環境負荷の低減に十分配慮した高効率の 1650℃級ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備
19	温排水の重畳が考えられるとして、近隣の発電所を	を導入し、「合理化ガイドライン」を適用するプロジェ
10	考慮した予測計算を行うとありますが、どこの発電所	クトであり、温排水排出熱量を低減するため、海域環境
	の温排水を考慮するのでしょうか。姉崎火力、五井火	への影響は現状より低減される計画です。
	力、袖ケ浦火力、千葉火力、新設計画がある袖ケ浦石炭	近隣の既存の発電所から排出される温排水について
	火力、蘇我石炭火力、すべての重畳を考えるべきです。	は、袖ケ浦火力発電所との重畳の可能性が考えられます
		ので、今後、詳細を検討した上で準備書の段階でお示し
		いたします。
		一方で、現在計画中の他社地点については、今後の計
		画の実現性や、他社が検討する環境保全措置等を承知し
		ておらず、また当社がお答えする立場にないことから、
	7 # U ~ 1	複合影響として考慮する予定はありません。
20	千葉県のホームページに掲載されている東京湾内湾	千葉県のホームページに掲載されている東京湾内湾 の公共大塚大原測字は男(巫武 27 年度)によれば、8 月
	公共用水域水質測定結果(2015年)によると、東京湾   11地点(姉崎沖)、東京湾12地点(姉崎沿岸)での8月	の公共水域水質測定結果 (平成 27 年度) によれば、8 月 の下層の溶存酸素量は、発電所近傍の東京湾 11 (姉崎
	11 地点 (如岡行)、東京得12 地点 (如岡石岸) (00 8 万)   の底層溶存酸素量は、2016 年 4 月に設定された底層溶	沖)で1.7 mg/L、東京湾12(姉崎沿岸)で1.5 mg/Lと
	存酸素量の環境基準・生物3 (貧酸素性の高い生物が	なっておりますが、発電所から離れた東京湾8(湾中央)
	生息) とされる基準値 2.0mg/L をも下回っています。既	で 0.6 mg/L、東京湾 6 (千葉航路) で 0.5 mg/L 未満と
	設発電所でも、温排水は表層で排出されているため、成	なっていることから、発電所近傍の下層の溶存酸素量が
	層が強化され、底層溶存酸素量は悪化していることが	その周辺海域の下層に比べて必ずしも低くなっている
	予測されます。青潮を深刻化させる現象として、このよ	状況ではありません。
	うな重大な環境影響を論じるべきです。夏季の底層に	
	おける貧酸素化現象への悪影響に関わる現況調査及び	
	予測評価の項目を追加すべきです。	
21	周辺海域における貧酸素化の現状把握をする(貧酸	
	素海域の形成や崩壊過程を含む)。	
	環境面で重要なのは、夏期の底層における溶存酸素量である。当該海域における夏期の溶存酸素量の定点	
	における鉛直分布、底上直上における溶存酸素量の季	
	節変化、水平分布、それらの経年変化に関するデータが	
	必須であり、そのための調査項目を追加すべきである。	
22	「水温の状況」現地調査の中で、「a. 水平および鉛直	
	分布調査」の調査項目に溶存酸素量を追加する。夏期~	
	秋期にかけての同じ測定点での溶存酸素量の鉛直分布	
	を作成できるように各水深ごとに測定する。出来れば、	
	6月下旬から少なくとも9月末までの各月に測定する。	
	「b. 定点水温連続測定」の測定点の海底上 lm層に自記	
	式溶存酸素計を設置し溶存酸素量の連続測定を行う(1  年間でなくとも、成層が発達する5月から9月末まで	
	千间でなくとも、成層が発達する 5 月から 9 月末まで   で可)。これらの解析により貧酸素海域の拡がりやその	
	形成、崩壊過程を明らかにさせる。	
23	「予測の基本的な手法」において、「数理モデルによ	
	るシミュレーション解析」に底層における溶存酸素量	
	を追加する。	

#### 4. 動物、植物

 No
 意見の概要
 事業者の見解

24 私は全くの素人ですが、現在の貴社の火力発電の計画について、当初は原発に代わるものとして容認していましたが、夏本番を前にして、既に光化学警報が2回発令され、且つ東京湾に青潮が発生とのニュースが報道され、その発生メカニズムとそれが原因でアサリ、ハマグリの大量死など漁業被害の報に接し、大変な問題であることを知りました。

火力発電1,2,3,5,6号315万kWに対して発生する温排水量93トン/秒と聞いていますが、これだけの量がこの狭い閉鎖的な東京湾の我々住民にとって如何なる経済的被害が及ぶか恐ろしくなります。

このまま計画が遂行されれば将来的に大問題となる 危倶を禁じ得ません。

25 東京湾の漁業 (ノリ養殖を含む) 環境も大変厳しい実態であります。

万が一にも健康被害や環境破壊を生ずる事の無いよう、 未然防止に最大限の取り組みをすべきであります。

26 生物多様性は、これからの環境問題を考える上で重要な論点です。姉崎火力の運転開始は新1号機2023年予定ですが、通常火力の運転が40年間であることを考えれば、2060年代まで影響する出来事であるという長期的な視点で東京湾の生物多様性を回復するために何が可能なのか熟考すべきだと考えます。

2013 年、東京湾再生のための行動計画(第2期)でも大目標として「快適に水遊びができ、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する」とあります。「美しい」とは「赤潮や青潮が発生しない海」であり、「「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する」とは「多様な生物が生息し、豊富な「江戸前」の恵みが得られる海」です。

また、「養老川河口周辺」は「生物多様性の観点から 重要度の高い海域」に指定されています。冷却水の取水 口、排水口を重要海域に向ける姉崎火力の環境影響と 東京湾での大目標との整合性をどう考えるのでしょう か。

本計画が含まれる海域は、名古屋での生物多様性条約締約国会議(COP10)において合意された愛知目標として指定された沿岸海域の一つとなっています。海域番号 12206、名称「養老川河口周辺」で、「河口域干潟などが絶滅危倶種や希少種の生息が多数確認され、ベントスの多様性が高いとして」選定された場所です。また、種の生活史における重要性からスナメリ、コチドリ(営巣地・繁殖地に隣接する地域)、マコガレイ(産卵海域)、イイダコ、マダコ、ヤリイカが挙げられています。情報票にある生物種についても調査を行い、評価の対象とすべきです。

本事業では、既設の取放水設備等を有効活用することにより、大規模な土地改変を行わず、工事に伴う環境負荷の低減を図る計画です。また、冷却水量を現状 123m³/sから将来約 90m³/s に、取放水温度差を現状 8.9℃以下(既設 1~4 号機)、8.0℃以下(既設 5·6 号機)から将来7℃以下(新設 1~3 号機)、8.0℃以下(既設 5·6 号機)に、温排水排出熱量を現状約 1,055℃・m³/s から将来約 675℃・m³/s に低減するため、温排水による環境影響は現状より低減される計画です。

なお、施設の稼働に伴う温排水による海域に生息・生育する動植物への影響については、環境影響評価項目として選定し、適切に予測・評価を行います。予測・評価の結果については、次の手続きである準備書でお示しいたします。

施設の稼働に伴う温排水による海域に生息する動物への影響は、魚等の遊泳動物、潮間帯生物、底生生物、動物プランクトン、卵・稚仔について主な種類及び分布の状況を、干潟における動物について干潟の分布及び干潟における動物の生息環境の状況を調査します。

調査方法は、「合理化ガイドライン」に基づき、文献により調査することを基本としますが、補完のために現地調査を行い、準備書で適切に予測・評価を行います。 予測・評価の結果については、次の手続きである準備書でお示しいたします。

なお、コチドリについては、現地調査において対象事 業実施区域内での営巣・繁殖は確認されませんでした。

27

No	意見の概要	事業者の見解
28	「東京湾における塩性湿地依存性の絶滅危惧ベントスの分布特性」(柚原ら 日本ベントス学会誌 70:50-64(2016))で、旧海岸線と埋立地の境界部に排水機能を維持するために設けられた小規模な人工感潮水路、「人工干潟」が絶滅危惧ベントスの生息場所として重要であることが報告されています。この論文でも、姉崎火力後背部の水路は「人工干潟」として調査されています。絶滅危惧ベントスの生息場所になっているのですから、海域に生息する動植物調査地点の一つとして選ぶべきです。	本事業は、温排水による海域環境への影響(冷却水量、 取放水温度差及び温排水排出熱量等)を低減する改善リ プレースであり、「合理化ガイドライン」に基づき、文 献調査を基本とした調査を実施する計画です。
29	取水口での塩素注入について、五井火力の準備書でも姉崎火力発電所の方法書でも取水路に塩現在の地域で、リプレース前ののだ点で、リプレース前ので、リプレース前ので、リプレース前ので、リプレース前ので、リプレースをでは地域では地域では塩素にかないで、カールではでは地域では塩素では地域では塩素では、かったのでは、かったのでは、かったのでは、かったのでは、かったのでは、かったのでは、かったのでは、かったところには、から、大量に、から、大量に、から、大量に、から、大量に、から、大量に、のは、大量に、のは、大量に、のは、大量に、のは、大量に、のは、大量に、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では	硫化水素発生の恐れがある環境下での作業であり、廃棄物の発生も伴います。 次亜塩素酸ソーダ注入は海生生物付着による復水器の熱交換効率の低下を防ぐために行うもので、放水口において残留塩素濃度を定量下限値(0.05mg/L)未満となるよう管理することから、海域に生息・生育する動植物に及ぼす影響は少ないものと考えております。また、冷却塔方式については、本事業の出力では設備規模が大きくなるため、施工範囲が広くなること、非水が増加すること、消費電力の増大により発電効率の低下(二酸化炭素排出量の増加)することなども考慮する必要があり、本事業では、総合的に判断し海水冷却方式を採用しました。本事業は、冷却水量を現状123m³/sから将来約90m³/sに、取放水温度差を現状8.9℃以下(既設1~4号機)、8.0℃以下(既設5・6号機)から将来7℃以下(新設1~3号機)、8.0℃以下(既設5・6号機)に低減すること、また既設の取放水設備を有効利用することなどで工事量の削減を図るなどにより、環境影響の低減を図っております。施設の稼働に伴う温排水による海域に生息・生育する
30	冷却水に次亜塩素酸ナトリウムを添加することは、 海水生物及び植物に影響を与えることは間違いありません。 貝類の付着等をなくす為とは、自然を無視した方法 であり、反対です。	については、次の手続きである準備書でお示しいたしま
31	復水器の冷却水である海水の中に、次亜塩素酸ソー ダを注入しないこと。	
32	ムラサキイガイ、ミドリイガイは、船の表面に付着するため、定期的に取り除く作業を必要とする、養殖カキの殻に付着し、成長を悪くして身を細らせるため外来生物法で、要注意外来生物に指定されています。また、発電所の冷却水路に流入・付着する海生生物として知	

られていますが、既設発電所では対策として次亜塩素

どのような対策がとられているのでしょうか。対策として十分でないのでしょうか。なぜ、新設で次亜塩素

ソーダの注入は行われていません。

酸ソーダを注入するのでしょうか。

No	意見の概要	事業者の見解
33	温排水放水口付近でムラサキイガイ等の越冬する個体が多く、海域での増加につながるという知見もあります。何よりも、放水口付近への外来生物の付着、冷却水路への流入対策としての次亜塩素ソーダの注入という悪循環を根本的に断ち切るためには冷却塔の設置が適切です。ガスタービンコンバインド方式である住友共同電力㈱新居浜北火力発電所建設計画(出力15万kW)は冷却塔方式、㈱神戸製鋼所真岡発電所建設計画(出力62.4万kW×2)はブロー水を排出しない空冷方式を採用しています。川崎天然ガス発電所1、2号機、大分共同発電所3号機、高砂複合サイクルでも実用化されています。このように国内でも海水による冷却以外の方法が確立しつつあります。東京湾を回復させるためにも姉崎火力での冷却方式を空冷にすべきです。見解を示してください。	ご意見 No. 29~32 の見解のとおりです。
34	冷却水の放流により、海水温度の上昇をもたらします!海苔の養殖に大きな影響を与えるのではないでしょうか。 冷却塔とかで冷却温水を冷やしてから、放流すべきではないでしょうか。	

## 5. 廃棄物

No	意見の概要	事業者の見解
35		ておりますが、設備は撤去されておりません。従って、 新設設備の工事と既設 1~4 号機の撤去工事の時期は、 重なることはありません。

#### 6. 温室効果ガス

#### No 意見の概要 事業者の見解 当社は、東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部 地球温暖化ガスである CO2 の排出量をパリ協定や政 36 府の削減目標にマッチした内容にしなくてはなりませ 電力株式会社の燃料上流・調達から発電までのサプライ チェーン全体に係る包括的アライアンスを実現する会 社として設立され、国内火力発電所の新設・リプレース 電源問題と環境問題を同時に解決する方策としては、再 や海外 IPP・エネルギーインフラ事業を行っておりま 生可能エネルギーであり、このことについては世界中が取 組みを強めており、是非この方向で取組んで頂きたい。 また、再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という。) 37 近未来の話として現在まだまだ高価と言われる再工 の重要性は認識しており、当社では、既に海外における ネ価格は化石燃料発電単価を下回る時代がくると言わ 再エネ事業へ参画を進めております。 れています。さらに言えば多少高くても地球環境破壊 電力システム改革により競争が激化する事業環境に から守るためにはそうするしかないという危機に直面 おいて、当社は「経済性」、「環境性」、及び「エネルギ しているというのが現在の地球環境の悪化状況という -セキュリティ※1」の観点から、政府のエネルギー基本 ことであります。 計画\*2と整合的な火力電源ポートフォリオを構築する このような事実を踏まえれば御社の計画が再エネ拡 ため、LNG 火力と石炭火力のバランスの取れた適切な電 大の障害にならないよう、そして電力業界が再エネの 源開発に取り組んでおり、本地点では、環境性に優れた 利用を技術的にも経営方針でも阻害してはいけないと LNG 火力を採用することとしました。 いうことを強く訴えたいと思います。 電力業界の温暖化対策としては、平成25年4月に環 現在の 60 万 kW の 1~4 号を廃止するが 5, 6 号は運 境影響評価手続きにおける二酸化炭素の取扱いの明確 用し、さらに1~4号は解体しないかもしれないという 化等を目的として、「東京電力の火力電源入札に関する 説明でした。 関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月25日経済 ということは新規設備では熱効率が上がるとは言え 産業省・環境省)」(以下、「局長級取りまとめ」という。) 減価償却が終わった熱効率の悪い5,6号も運転したら が公表されております。また、「局長級取りまとめ」に 2013年に比較して 2030年までに CO2 を 26%削減すると 基づき、主要な電力小売事業者が参加する電力業界の いう国際への約束が守れるのでしょうか? 「自主的枠組み」を構築するため、平成28年2月に電 この話は五井火力にも通じる話で電力業界全体での 気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子 削減計画に沿っているのか大いに疑問です。 力発電株式会社及び特定規模電気事業者 (新電力) 有志 古い設備が自然に停止になるでしょうという無計画 が「電気事業低炭素社会協議会」を立ち上げ、平成 27 な成り行きまかせにしか私には見えません。 年 7 月に先行して公表していた「電気事業における低 削減計画表を定め、その中での五井や姉崎火力の廃 炭素社会実行計画」の目標達成に向けて取り組みが行わ 止号機、更新号機はこのようになりますという説明が れているところです。 必要ではないでしょうか? この電力業界の「自主的枠組み」に加え、これを支える パリ協定の削減目標は2013年比2030年には26%減、 仕組みとして、「エネルギーの使用の合理化等に関する法 2050 年には 80%減を目指します。燃料とする LNG は石 律(昭和 54 年法律第 49 号)」(以下、「省エネ法」とい 炭に比べ CO2 排出量は半分であることは承知していま う。) や「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー す。この計画では現状 1350 万 t-C02/年から将来 920 万 源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に t-C02/年に減少させるとしています。 関する法律(平成21年法律第72号)」(以下、「高度化 しかし現状と将来の排出量の比較が設備利用率 90% 法」という。)の政策的な対応措置が導入されております。 で計算されています。現状の施設利用率が90%はありえ 具体的には、火力発電事業者は、「省エネ法」のベン ない数字です。現状の設備利用率に見合った CO2 排出 チマーク指標を達成すること等が求められており、小売 量を示していないので比較が出来ません。もし CO2 排 電気事業者は高度化法により非化石電源比率を 44%以 出量が増えても CO2 を地中に固定化する技術の研究に 上とすることが求められています。 頼るとあります。将来の不確かな技術をあてにして CO2 当社としてはこれを踏まえ、温暖化対策・環境負荷の 削減目標を達成するつもりは無い、と言うことになり 低減に十分配慮した競争力の高い最新鋭の高効率火力 ます。 発電設備を導入するとともに、政府のエネルギー基本計 2011 年に東電福島第一原発事故が起きました。それ 画と整合的な火力電源ポートフォリオの構築を行うこ まで原発は CO2 を出さないので温室効果ガスの削減に とにより、省エネ法に基づく熱効率ベンチマーク指標の は最も有効な電源と宣伝されました。原発事故以降、原 目標水準を確実に達成し、低炭素社会の実現に貢献して 発は止まり、火力発電が主体となりましたが CO2 濃度 まいります。 は横ばいだそうです。これは石炭から LNG や自然エネ また、今後、電力業界の「自主的枠組み」、省エネ法、 ルギーへの転換が進んだことによるとのことです。加 高度化法による政策措置が効果的に機能し、2030 年の えて省エネ技術が進んで前ほどエネルギーを使わな 電源構成が、エネルギーミックスに整合し一定比率に保 い、ということがあげられると思います。 たれるという前提にたてば、本事業により、より低効率 排出量が横ばいでは目標の達成はできず、CO2 削減目 の LNG 火力が代替され、日本全体の CO2 の排出量の削減

につながると考えております。

(次頁へ続く)

標達成の観点からも巨大な発電所は不要と考えます。

39

(前頁からの続き)

なお、施設の稼働に伴う排ガスによる温室効果ガス等 (二酸化炭素) への影響については、「発電所アセスの手 引き」に基づき、排出量を算出し、適切に予測・評価を 行います。

- ※1 資源に乏しい日本がひとつのエネルギー源に依存 することのリスクを回避すること。
- ※2 エネルギー政策の基本的な方向性を示すために、「エネルギー政策基本法」に基づき政府が策定するもの。このエネルギー基本計画を受け、経済産業省は2015年7月に「長期エネルギー需給見通し」を決定。日本における2030年のエネルギーミックス(電源構成)として、再エネ約22~24%、LNG火力約27%、石炭火力約26%、石油火力約3%、原子力約20~22%という比率を示している。

40 「省エネ法に基づくベンチマーク指標により、電力の安定供給並びに電源の低炭素化に貢献したいと考えています」と温室効果ガス対策について記しています。省エネ法、ベンチマーク指標は今年7月末までに報告することになっています。が、電気新聞(2017年6月22日)には「東電 F&P は19年度上期にも中部電力と共同出資する合弁会社 JERAに、関東の既設発電所を移管することを決めた」とあります。どの事業所の枠組みで考えるかが、決定されなければ、省エネベンチマーク指標達成は不透明になります。環境影響評価の段階でベンチマークの見通しを示すために、いち早く2030年までの既設の火力の休廃止計画を供給計画を基に提案すべきです。

東京電力フュエル&パワー株式会社と中部電力株式会社の既存火力発電事業が当社へ統合された場合でも、両社ともに LNG 火力が多い電源構成となっておりますので、十分にベンチマーク指標を達成できるものと考えております。

- 41 二酸化炭素総排出量を見通すための指標としてエネルギー消費量 (発熱量)を採用すべきです。長期エネルギー需給見通しで、LNG による 2030 年の発電量の見通しは、2845 億 kWh、目標熱効率 48%ですから、約 3800万 t の消費量に抑制する計画となります。 2016 年の消費実績(電力 10 社)では 5236.6 万 t (2010 年 4174.3万 t)ですでに大幅に増加しています。長期エネルギー需給計画は LNG 火力による LNG 消費量に CAP をかけていると解釈すべきです。単一の火力のリプレースに関する審査では、燃料使用量を増加させないという基準を設けるべきです。
- 42 環境影響評価における二酸化炭素の評価は、「2013 年 4 月 東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議取りまとめ」で行うと記されています。その中で「目標達成の手段として、二国間オフセット・クレジットやCDMの取得などのわが国の優れた発電技術等の国際展開による排出削減等の取り組みも可能」という一文が引用されています。パリ協定遵守のための具体的な方策が決まっていない段階で、環境影響評価の中で、このような補助的な対策が可能であるとするのは、行き過ぎです。そのような見解をお持ちですか。

電力業界の温暖化対策としては、電力業界の自主的枠組みに加えて、それを支える仕組みとして、「省エネ法」や「高度化法」の政策的な対応措置が導入されております。

具体的には、火力発電事業者は、「省エネ法」のベンチマーク指標を達成すること等が求められており、小売電気事業者は「高度化法」により非化石電源比率を44%以上とすることが求められています。

これに基づき、全ての火力発電事業者が「省エネ法」のベンチマーク指標を達成し、全ての小売電気事業者が「高度化法」の目標を達成することにより、2030年のエネルギーミックスに整合すると考えております。

「局長級取りまとめ」において、環境影響評価手続きにおける二酸化炭素の取扱いに関し、次の 2 点について審査するとされております。

- ・事業者が利用可能な最良の技術 (BAT = Best Available Technology) の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか。
- ・国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか。

当社としては、温暖化対策・環境負荷の低減に十分配慮した競争力の高い最新鋭の高効率火力発電設備を導入するとともに、政府のエネルギー基本計画と整合的な火力電源ポートフォリオの構築を行うことにより、省エネ法に基づく熱効率ベンチマーク指標の目標水準を確実に達成し、低炭素社会の実現に貢献してまいります。

## 7. その他環境

No	意見の概要	事業者の見解
43	計画と運転後で大きな差があった場合の対処方法を明確にすること。	本事業により環境保全上特に配慮を要する事項が判 明した場合には、所要の対策を講じます。
44	リプレースの合理化ガイドラインの適用条件は、設	「合理化ガイドライン」の背景として、「火力発電所
11		は、埋立地などの工業専用地域に立地していることが多
	断すべきではないのでしょうか。	いという特徴があり、そのリプレースに際しては、土地
45	合理化ガイドラインで環境影響評価の手法を簡略化	改変等による環境影響が限定的で、かつ、温室効果ガス
10	すると説明されています。が、これまで環境影響がなか	や大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる事例
	ったことを、どのようにして把握してきたのでしょう	も多い。温室効果ガス削減に対する喫緊の要請を踏まえ
	か。大気や温排水の拡散予測が正しかったのか、予測と	ると、そのような案件については早く運用に供されるこ
	実績を比較すべきです。姉崎火力発電所 1~4 号機の建	とが望ましい。」とあり、下記の合理化の適用条件に適
	設当時は環境影響評価の手続きが全くなかった時代で	合する事業については、「事業者による合理的な環境影
	すから、比較するものがありません。また、動植物・生	響評価の実施を可能とする。」とあります。
	態系については、2000年代に入り、初めて調査が始ま	1.発電所からの温室効果ガス排出量※1、大気汚染物質
	り、影響予測がされた経緯がありますから、影響がある	排出量※2、水質汚濁物質排出量※3及び温排水排出熱
	か、どうかは全くわからなかったというしかありませ	量※4の低減が図られる(温室効果ガス排出量以外の
	ん。このようなことを考えると、環境影響評価を初めて	項目については現状非悪化となる場合も含む。)事
	行う発電所については、合理化ガイドラインを用いる	業。
	べきではありません。	2.対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接
		地に限定される等により、土地改変等による環境影
		響が限定的となり得る事業※5。
		※1 リプレース前後の設備利用率を同一として算出し
		た場合の排出量
		※2 1時間値の最大値
		※3 日間の最大排水量×日平均濃度
		※4 取放水温度差×時間当たりの温排水量 ※5 共同火力事業者や自家発電設備を設置する事業者
		次3 共同八刀事業有で日家発电設備を設置する事業有   においては、既存の事業地内(例えば、製鉄所の敷
		地内等)に限定される場合などが候補となり得る。
		また、既存の発電所敷地の隣接地(他社工場跡地等)
		が、空地の場合等の土地改変等による環境影響が限
		定的な場合も候補となり得る。
		本計画は、環境負荷が低減する事業であり、上記の適
		用条件を満たしていることから、「合理化ガイドライン」
		を活用することといたしました。
		調査、予測・評価については、「合理化ガイドライン」
		に基づき、適切に行います。

## [参考]

環境影響評価方法書に対して提出していただくご意見は、「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、「環境の保全の見地からの意見」に限られているが、参考として、環境の保全の見地以外からの意見及びこれに対する事業者の見解は次のとおりである。

## 環境の保全の見地以外からの意見

No	意見の概要	事業者の見解
1	私たちの多くはサラリーマンです。一方お役所は休日閉まっています。パソコンでいつでも見られるかというとブラウザも制限されていて、しかもダウンロードできないので内容理解にとても苦労します。わざと市民には見られないように工夫しているとしか思えないやり方と思うしかないです。意見書の提出方法も自分で書いて切手貼って郵送というとても「前近代的な?」方法です。メールやブラウザから送信する方法が一般的で、東電ホームページhttp://www.tepco.co.jp/ep/support/index-j.htmlではインターネットからの問い合わせを推奨しています。意見書は意見を述べる個人の財布に依存した方法です。JERA さんが切手貼った封筒を提供しても良いのでは?と思うくらいです。また是非今後の説明会ではビデオの要点を PDF にしてインターネットからダウンロードできるようにしてくれれば事前に疑問点がわかり質問しやすくなります。	環境影響評価図書や説明会資料をインターネット上で公表した場合には、当該図書等が事業者の著作物であることや事業者以外が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、その無断複製や目的外使用等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要があると考えており、ダウンロードや印刷が出来ないような措置とさせて頂きました。なお、環境影響評価図書の要点をまとめた「あらまし」は、インターネットからダウンロードできるようにしております。
2	検討し改善をお願い致します。  五井火力の準備書の意見書にも書きましたが、東京地区にも大地震が確実に襲うと言われています。海沿い配置の大規模発電所、とりわけ燃料設備と電気設備は想定以上の津波で大きな被害を想定すべきで、原町火力のように破壊されることを想定すべきです。 従って内陸の非人口密集地に燃料電池や冷却塔式のGCC、コージェネレーションを分散配置することでエネルギーセキュリティの検討をすべきと考えます。	国の「地震調査研究推進本部」が公表している「関東地域の活断層の長期評価(第一版)」(平成 27 年)において、M6.8以上の地震を引き起こす可能性のある活断層は、姉崎地点近傍には存在しておりません。なお、耐震設計については、「電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)」、「建築基準法(昭和 25 年 法律第 201号)」等、各種の法律及び技術基準等に基づいた耐震性能を確保することに加え、国・自治体等の公的機関(中央防災会議、地震調査研究推進本部など)の公表データを参考に設定した震源モデルを用い、高レベル地震発生時においても人的被害防止、長期発電機能停止の防止を満足する耐震設計を行います。 津波については、国・自治体等の公的機関が公表している情報に基づき、千葉県が実施した津波シミュレーション結果によると、発電所は浸水しない結果となっております。 今後新たな知見等により、津波対策が必要になった場合には、「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書(平成 24 年 3 月)」において示された「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波対策」に基づいた対策を行うものと致します。

#### No 意見の概要

3 五井火力発電所環境影響評価準備書の地元説明会に おいて千葉県内の電力需要と発電実績を教えてもらい ました。需要は平成24,25,26年度のものですが毎年減 り続けています。26年度には2年間で2.5%減少し437 億 kWh/年、これに対し発電実績は28年の推定値は944 億 kWh/年ということです。

と言うことは比較する年度が違うものの千葉県内で発電した電気の内、半分弱の 46%が県内で使われ、半分強は県外に送られると言うことになります。電力需要の年度を発電量と同じ 28 年度にすれば、需要はさらに減っているはずですから 46%よりももっと減り 40%を割っている可能性があります。

さらに設備利用率をみると、県内の東電火力発電所 5 市 6 箇所の出力合計は 1893 億 6500 万 kWh あります。これに対して平成 28 年の発電実績推定値は 944 億 kWh ですから約 50%の設備利用率となります。発電所の半分を動かして半分は停止させていることになります。現状でさえ設備の供給過剰です。投資額に見合った電力の販売が見通せないのではありませんか?315 万 kW という巨大な発電所は不要と考えます。

発電効率の高い大型火力発電所に統廃合するとすれば、千葉県内において廃止する発電所計画を示してください。

発電設備の出力規模をはじめとした建設計画は、将来の需要見通し、立地する発電所の特性(保有するインフラ、敷地面積等)、プラントの性能(耐久性、経済性、運転パターン等含む)、事業者として保有する発電所全体のリスク管理、将来の技術の選択肢の確保といった観点を総合的に勘案し、決定しております。

事業者の見解

千葉県内では、東京電力フュエル&パワー株式会社が保有する火力発電所をはじめ、多数の火力発電所が既に稼働しており、また、当社や他社が新たな火力発電所の設置を計画している状況にありますが、本事業の実施におきましては、高効率の1650℃級ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備を採用し、適切な稼働および維持管理を行うことにより、環境負荷の低減に努めてまいりますので、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。